

令和3年度「若手優秀技術者表彰」被表彰候補者の募集

令和3年5月

広島県土木建築局建設産業課

広島県が発注した「建設工事」において、「若手優秀技術者表彰事務取扱要領（令和3年3月10日制定）」に定める基準等を満たす事業者を募集します。

1 応募（申請）方法

- (1) 別紙1に定める要件を満たす事業者の自薦による「申請方式」とします。
- (2) 「3(1)申請様式」で定める所定の様式（A4サイズ、片面印刷）を、「若手優秀技術者表彰申請資料在中」の旨を記入した封筒に封入し、『簡易書留』により郵送してください。

（持参やその他の方法は不可。）

- (3) 申請期間は、次のとおりです。

令和3年5月24日（月）～令和3年6月23日（水）17時 県庁必着

※期間内に到着するよう郵送してください。

- (4) 申請先（郵送先）は、次のとおりです。

〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局建設産業課 建設業グループ 宛

2 申請状況の確認及び再度申請

- (1) 令和3年6月28日（月）を目途に、申請があった事業者の「商号又は名称」、「工事名」等を、「3(2)広島県の調達情報」に掲載しますので、必ず確認してください。

※申請事業者を掲載するのであって、被表彰者として選定された事業者ではありません。

- (2) 応募の方法により申請したにもかかわらず、申請資料の不達等により、「2(1)」による掲載がされなかった事業者は、再度の申請ができます。

- (3) 再度の申請は、「1(2)」による『申請資料』と『簡易書留の差出人控え』を、**持参**により、申請先へ提出してください。

なお、再度申請の期間は、次の期間の開庁時間（8時30分から17時15分）とします。

令和3年6月29日（火）から令和3年6月30日（水）まで

3 申請様式及び申請事業者の掲載箇所

- (1) 申請様式

第1号及び第2号

※「記入例」のシートを参考にして記入してください。

(2) 掲載箇所

広島県の調達情報 (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>)

トップページ > 入札・契約制度 > 若手優秀技術者表彰関係

【掲載情報】

- ・若手優秀技術者表彰事務取扱要領
- ・申請様式
- ・事業者申請状況

4 被表彰者に選定された事業者

- (1) 被表彰者の決定については、郵送等により通知します。
- (2) 被表彰者に選定された事業者については、令和4年度の総合評価落札方式での加点を検討しています。

5 その他

- (1) 申請をしなかった事業者については、「若手優秀技術者」としての選考は行いません。
- (2) 申請内容に虚偽等が認められた場合は、申請を無効とすることがあります。
- (3) 発注者からの検査結果通知が未着の場合は、必ず発注者に確認の上、申請してください。

6 お問い合わせ先

広島県土木建築局建設産業課 建設業グループ

(TEL) 082-513-3822 (ダイヤルイン)

**『若手優秀技術者表彰』への応募（申請）は
次のすべてを満たしている必要があります**

- 1 申請事業者は、主たる営業所を広島県内に有すること。
- 2 表彰対象工事は、令和2年度に広島県（土木建築局）へ引渡しをした最終契約額（税込）500万円以上の土木一式工事であること。
- 3 被表彰候補者は、次の要件のいずれも満たす者であること。
 - （1） 工事成績評定点 80 点以上の表彰対象工事において、工事監理のため、原則として工事の全期間にわたって配置されていた監理技術者又は主任技術者であり、従事開始日時点での年齢が 40 歳以下の者であること。
 - （2） 表彰対象工事において、建設業者等指名除外要綱（昭和 41 年 1 月 29 日制定）別表 1， 6（1）， 6（2）， 8（1）及び 8（3）に該当するとして受注者が指名除外措置された工事の監理技術者又は主任技術者でないこと。
 - （3） 表彰年度において、優良建設工事等表彰事務取扱要領（平成 24 年 5 月 10 日制定）に定める被表彰者として選定されていないこと。